

水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成23年法律第71号)が平成24年6月1日から施行されます



ももっち

平成24年6月1日から、水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成23年法律第71号。以下「水濁法」とします。)が施行されます。既存の施設についても、平成24年6月30日までに新たな届出が必要になる場合があります。

水濁法の対象となる事業者の方々は、内容を十分に理解し、法の遵守をお願いします。



うらっち

1. 対象施設の拡大

- ・有害物質貯蔵指定施設が新たに届出対象となりました。
- ・有害物質使用特定施設で、これまで下水道に排水の全量を放流していた施設も新たに届出対象となりました。

- ◇ **有害物質**とは、カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質(水濁法施行令第2条各号)です。
- ◇ 有害物質貯蔵指定施設とは、**有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設**です。
- ◇ 有害物質使用特定施設とは、**有害物質を当該施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設**(水濁法施行令別表第一)です。

2. 構造等に関する基準の遵守義務

- ・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、構造等に関する基準(例:施設本体の設置される床面・周囲が、有害物質を含む水の地下への浸透・施設の外への流出を防止できる材質・構造であること)を遵守しなければなりません。
- ・県は、設置者が構造等に関する基準を遵守していないと認められた場合、構造等の改善、又は使用の一時停止を命じることができます。

3. 定期点検の実施及び記録保存の義務

- ・施設や使用の方法について点検義務が課されます。
- ・点検記録は、点検日から3年間保存しなければなりません。

点検事項と回数は、施設の構造や設備によって異なります。

	平成27年5月31日まで	平成27年6月1日以降
新規施設	構造等に関する基準を満たした新規施設に適した点検事項と回数	
既存施設	水濁法施行後3年間構造等に関する基準適合措置を猶予される既存施設に応じた点検事項と回数	改良や改造によって構造等に関する基準に適合させた既設施設に適した点検事項と回数

4. 既存施設に対する措置

- ・有害物質使用特定施設（既に届け出た施設^{*}は除きます）、又は有害物質貯蔵指定施設は、平成24年6月30日までに届け出る必要があります。
- ・既存施設、又は設置工事に取りかかっている施設（平成24年6月1日現在）は、3年間適用猶予期間が設けられています。

※ 改正前の水濁法第5条第1項の届出

猶予期間は平成27年5月31日までです。適用されないのは、

- ✓ 計画変更命令
- ✓ 構造等に関する基準の遵守義務
- ✓ 改善命令等

です。ただし、定期点検については適用されます。



◆法に関する問い合わせ先

岡山県環境文化部長官環境管理課（岡山市北区内山下 2-4-6） TEL: 086-226-7301

URL: <http://www.pref.okayama.jp/page/detail-117961.html>

◆届出の手続き先

備前県民局地域政策部環境課（岡山市北区弓之町 6-1） TEL:086-233-9806

管轄区域： 玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町

備中県民局地域政策部環境課（倉敷市羽島 1083） TEL:086-434-7066

管轄区域： 笠岡市、井原市、総社市、高梁市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町

美作県民局地域政策部環境課（津山市山下 53） TEL:0868-23-1227

管轄区域： 津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

